北陸信越運輸局報

第 403 号

平成26年4月21日 (月曜日) (毎月 3回 1 ・11 ・21日発行)

発 行 北陸信越運輸局

〒950-8537 新潟市中央区美咲町1丁目2番1号

電 話 (025) 285 -9000 FAX (025) 285 -9170

http://wwwtb.mlit.go.jp/hokushin/

目 次

許 認 可 △自動車分解整備事業の認証

・・・1へ。一ジ

行政処分 △一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分(平成26年3月分)

• • • 2 ^° ->`

△一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分(平成26年3月分)

・・・2ページ~3ページ

△一般乗用乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分(平成26年3月分)

・・3ペッシーシージ

△一般貨物自動車運送事業者に対する行政処分(平成26年3月分)

・・・4 ページ~10 ページ

△旅客自動車運送事業者及び貨物運送事業者(北陸信越運輸局管内に営業所がある者)の 行政処分累積点数21点以上の事業者(平成26年3月31日現在)

• • • 10 ページ

〇 許 認 可 等

■自動車分解整備事業の認証(自動車技術安全部)

認証番号	長認証第 375 号
認証年月日	平成 26 年 4 月 11 日
事業者名	スバル信州株式会社
事業場名	スバル信州株式会社 長野若里店
事業場所在地	長野県長野市若里四丁目 14番 28号
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業
	小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車 (小型)、普通自動車 (乗用)、小型四輪自動車、
	小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	普小、普乗、小四、小三、小二、軽
	【原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結】
業務範囲の限定	なし

〇 行 政 処 分

■一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分(平成26年3月分)

(自動車運送事業安全監理室)

行政処分日	事業者の氏名 又は名称	営業所の名称	行政処分等の内容	違反行為の概要	※ 事業者	営業所
	事業者の所在地	営業所の所在地	主な違反の条項		点数	点数
	ニュー交通有限会社 代表者 両川栄	本社営業所	輸送施設の使用停止 (15日車)	平成24年10月25 日、新規許可事業者と なったことから監査実 施。2件の法令違反が		
平成 26 年 3 月 6 日	長野県佐久市安原1 525番地3	長野県小諸市与良町 1-4-10	道路運送法第27条 第2項	認められた。(1)定 期点検整備の実施違反 (旅客自動車運送事業 運輸規則第45条、道路 運送車両法第48条) (2)定期点検整備の 実施違反(旅客自動車 運送事業運輸規則第45 条、道路運送車両法第 48条)	2	2
	アルピコ交通株式会 社 代表者 古田龍治	長野営業所	文書警告	平成25年12月11 日、事故種類の区分が 同一である車内事故を 3年間に3回以上惹起		
平成 26 年 3 月 27 日	長野県松本市井川城 2丁目1番地1号	長野県長野市小島田 2131番地1	道路運送法第27条 第2項	したことから監査実施。1件の法令違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	2	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

■一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分(平成26年3月分)

(自動車運送事業安全監理室)

行政処分日	事業者の氏名 又は名称	営業所の名称	行政処分等の内容	違反行為の概要	※ 事業者	営業所
	事業者の所在地	営業所の所在地	主な違反の条項		点数	点数
	ドリーム観光バス株 式会社 代表者髙井 本社営業所 学	本社営業所	文書警告	平成25年11月28 日、労働基準監督署と の合同により監査実 施。3件の法令違反が 確認された。(1)乗		
平成 26 年 3 月 4 日	新潟県新潟市西蒲区 馬堀宇館ノ腰470 7番地1	新潟県新潟市西蒲区 馬堀字館ノ腰470 7番地1	道路運送法第27条 第2項	務時間等の基準の遵守 違反(旅客自動車運送 事業運輸規則第21条第 1項)(2)点呼の記録 義務違反(旅客自動車 運送事業運輸規則第24 条第4項)(3)点呼	0	0

	の記載事項義務違反	
	(旅客自動車運送事業	
	運輸規則第24条第4	
	項)	

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

■一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分(平成26年3月分)

(自動車運送事業安全監理室)

				(日期里連迟事	未久土宜	业生主/
行政処分日	事業者の氏名 又は名称	営業所の名称	行政処分等の内容	違反行為の概要	※ 事業者	営業所
	事業者の所在地	営業所の所在地	主な違反の条項		点数	点数
平成 26 年 3 月 5 日	株式会社冨士タクシ ー 代表者 塚本泰久	本社営業所	文書警告	平成26年1月30 日、公安委員会から道 路交通法令違反通知が 届いたことから監査実		
	石川県金沢市御供田 町ホ171番地2号	石川県金沢市御供田 町ホ171番地2号	道路運送法第27条 第2項	施。1件の法令違反が 認められた。(1)駐 停車違反(旅客自動車 運送事業運輸規則第3 8条第1項)	0	0
平成 26 年 3 月 5 日	北都交通株式会社 代表者 藤波巧	本社営業所	文書警告	平成26年1月28 日、公安委員会から道 路交通法違反通知が届 いたことから監査実		
	石川県金沢市涌波2 丁目6番地2号	石川県金沢市涌波2 丁目6番地2号	道路運送法第27条 第2項	施。1件の法令違反が 認められた。(1)駐 停車違反(旅客自動車 運送事業運輸規則第3 8条第1項)	0	0
平成 26 年 3 月 28 日	株式会社中島タクシ ー 代表者 的場勇人	本社営業所	輸送施設の使用停止 (70日車)	平成24年2月15 日、衝突事故を惹起し た際、無車検運行して いたとの申告があった ため監査実施。5件の 法令違反が認められ た。(1)点呼の記載 事項義務違反(旅客自		
	石川県七尾市中島町 中島乙部269-1	石川県七尾市中島町 中島乙部269-1	道路運送法第27条 第2項	動車運送事業運輸規則 第24条第4項) (2) 乗務等の記録事項義務 違反(旅客自動車運送 事業運輸規則第25条) (3)無車検運行違反 (旅客自動車運送事業 運輸規則第45条各号列 記以外の部分、道路運 送車両法第58条第1 項) (4) 定期点検整	7	7

		備の実施違反(旅客自	
		動車運送事業運輸規則	
		第 45 条、道路運送車両	
		法第 48 条) (5)定期	
		点検整備の実施違反	
		(旅客自動車運送事業	
		運輸規則第45条、道路	
		運送車両法第48条)	

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

■一般貨物自動車運送事業者に対する行政処分(平成26年3月分)

(自動車運送事業安全監理室)

				(日期早)上	/\/\	ш.• <u></u>
行政処分日	事業者の氏名 又は名称	営業所の名称	行政処分等の内容	違反行為の概要	※ 事業者	営業所
.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	事業者の所在地	営業所の所在地	主な違反の条項		点数	点数
平成 26 年 3 月 5 日	ナカムラ運送有限会 社 代表者 中村嘉雄	本社営業所	文書警告	平成25年11月21 日、公安委員会から道 路交通法違反通知が届 いたことから監査実		
	石川県小松市村松町 73	石川県小松市村松町 73	貨物自動車運送事業 法第17条第3項	施。1件の法令違反が 認められた。(1)運 転者に対する指導監督 違反(貨物自動車運送 事業輸送安全規則第10 条第1項)	0	0
平成26年3 月5日	丸八運輸有限会社 代表者 小金澤実	本社営業所	文書警告	平成25年10月22 日、労働局からの通報 書が届いたことから監 査実施。2件の法令違		
	長野県埴科郡坂城町 大字坂城10237 番地1	長野県埴科郡坂城町 大字坂城10237 番地1	貨物自動車運送事業 法第17条第3項	反認められた。(1) 点 呼の実施義務違反(貨 物自動車運送事業輸送 安全規則第7条第1項、 第2項)(2)点呼の 記載事項義務違反(貨 物自動車運送事業輸送 安全規則第7条第5項)	12	0
平成 26 年 3 月 14 日	和田貿易運送株式会 社 代表者 和田美樹	本社営業所	輸送施設の使用停止 (40日車)	平成24年6月26 日、労働局からの通報 書が届いたことから監 査実施。4件の法令違 反が認められた。(1) 乗務時間等の基準の遵 守違反(貨物自動車運	4	4

	富山県富山市尻西204番地2	富山県射水市東明七 軒5番地3パインウ ッド・ワン102号	貨物自動車運送事業 法第17条第3項	送事業輸送安全規則第 3条第4項)(2)点呼 の実施義務違反(貨物 自動車運送事業輸送安 全規則第7条第1項、 第2項)(3)乗務等 の記録義務違反(貨物 自動車運送事業輸送安 全規則第8条)(4) 運転者に対する指導監 督違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第 10条第1項)			
	株式会社奈呉の江 代表者 品川弘光	本社営業所	輸送施設の使用停止 (80日)	平成24年10月23 日、適正化事業実施機 関の巡回指導結果から 監査実施。9件の法令 違反が認められた。 (1)乗務時間等の基 準の遵守違反(貨物自 動車運送事業輸送安全 規則第3条第4項)(2) 健康状態の把握義務違 反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第3条 第6項)(3)点呼の 実施等等に			
平成26年3月14日	富山県射水市津幡江723-1	富山県射水市津幡江 723-1	貨物自動車運送事業 法第17条第3項	実施義等 1 年 2 2 2 3 3 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5	8	8	

				運送事業輸送安全規則第10条第2項)		
平成 26 年 3 月 14 日	朝川和雄代表者朝川和雄	本社営業所	輸送施設の使用停止 (30日車)	平成23年6月20 日、適正化実施機関の 巡回指導結果から監査 実施。5件の法令違反 が認められた。(1) 乗務時間等の基準の遵 守違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第 3条第4項)(2)点呼 の実施義務違反(貨物 自動車運送事業輸送安		
	石川県羽咋市千里浜 町ハ90番地	石川県小松市符津町 ソ22	貨物自動車運送事業法第17条第3項	全規則第7条第1項、 第2項)(3)点呼の 記録義務違反(貨物自 動車運送事業輸送安全 規則第7条第5項)(4) 乗務等の記載事項義務 違反(貨物自動車運送 事業輸送安全規則第8 条)(5)運転者に対 する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送 安全規則第10条第1 項)	3	3
平成 26 年 3 月 24 日	有限会社中條運送 代表者 脇田信雄	本社営業所	輸送施設の使用停止 (10日車)	平成24年12月13 日、貨物等重点監査の 監査対象事業者となっ		
	富山県高岡市六家 9 83-1	富山県高岡市六家 9 83-1	貨物自動車運送事業 法第17条第1項	たことから、監査実施。 1件の法令違反が認め られた。(1)乗務時間 等の基準の遵守違反 (貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項)	1	1

平成 26 年 3 月 26 日	有限会社カクダ運送 代表者 角田晴雄	本社営業所	輸送施設の使用停止 (10日車)	平成24年12月6 日、労働局からの通報 書が届いたことから監 査実施。3件の法令違 反が認められた。(1)		
	新潟県三条市東本成 寺30-21	新潟県三条市東本成 寺30-21	貨物自動車運送事業 法第17条第1項	乗務時間等の基準の遵 守違反(貨物自動車運 送事業輸送安全規則第 3条第4項)(2)点呼 の実施義務違反(貨物 自動車運送事業輸送安 全規則第7条第1項、 第2項)(3)運行管 理者の補助者要件違反 (貨物自動車運送事業 輸送安全規則第18条第 3項)	1	1
	米山建設株式会社 代表者 米山久	本社営業所	文書警告	平成25年2月6日、 貨物自動車運送事業者 の重点監査対象事業者 となったことから監査		
平成26年3月26日	新潟県柏崎市高柳町 高尾261番地1	新潟県柏崎市高柳町 高尾261番地1	貨物自動車運送事業 法第17条第3項	実施。1件の法令違反 が認められた。(1) 定期点検整備の実施違 反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第13 条、道路運送車両法第 48条)	0	0
平成 26 年 3 月 26 日	有限会社竹美運輸 代表者 竹内俊久	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)	平成24年8月24 日、適正化実施機関の 巡回指導結果から監査 実施。4件の法令違反 が確認された。(1) 乗務時間等の基準の遵 守違反(貨物自動車運		
	新潟県上越市上正善寺2000-1	新潟県上越市上正善 寺2000-1	貨物自動車運送事業 法第17条第3項	送事業輸送安全規則第 3条第4項)(2)健康 状態の把握義務違反 (貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 6項)(3)運転者台帳 の作成義務違反(貨物 自動車運送事業輸送安 全規則第9条の4)(4) 運転者台帳の記載事項 義務違反(貨物自動車 運送事業輸送安全規則 第9条の4)	2	2

	有限会社きんた 代表者 金田俊樹	本社営業所	輸送施設の使用停止 (60日車)	平成25年1月17 日、適正化実施機関の 巡回指導結果から監査 実施。1件の法令違反		
平成 26 年 3 月 26 日	富山県中新川郡上市町極楽寺189	富山県中新川郡上市町極楽寺189-2	貨物自動車運送事業 法第17条第3項	が認められた。(1) 定期点検整備の実施違 反(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第13 条、道路運送車両法第 48条)	6	6
	総和運輸株式会社 代表者 伊藤登	本社営業所	輸送施設の使用停止 (40日車)	平成25年2月6日、 適正化実施機関の巡回 指導結果から監査実		
平成 26 年 3 月 26 日	新潟県新発田市大字 佐々木字山ノ内18 95-16	新潟県新発田市大字 佐々木字山ノ内18 95-16	貨物自動車運送事業 法第17条第3項	施。 3 件の法令違反が 認められた。 (1) 定 期点検整備の実施違取 (貨物自動車運送事業 輸送安全規則第13条、 道路運送車両法第48 条) (2) 定期点検整 備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送 車両法第48条) (3) 定期点検整備の実施違 反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第13条、道路運送車両法第48条)	4	4
	東特運輸株式会社 代表者 青木俊明	長岡営業所	輸送施設の使用停止 (30日車)	平成24年11月21 日、労働局からの通報 書が届いたことから監 査実施。5件の法令違 反が認められた。(1) 事業計画事前届出違反 (貨物自動車運送事業 法第9条第3項前段)		
平成 26 年 3 月 27 日	長野県上田市大字大屋300	新潟県長岡市東高見 1-2-3	貨物自動車運送事業 法第17条第3項	(2)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項、第2項)(4)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)(5)点呼の記載事項義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条第	3	3

				規則第7条第5項)			T
							_
				平成24年7月25			
				日、労働局からの通報			
	株式会社新潟食品運		本光を引きた田信!	書が届いたことから監			
	輸	松本営業所	輸送施設の使用停止 (10日車)	査実施。4件の法令違 反が認められた。(1)			
	代表者 井越鉄雄			乗務時間等の基準の遵			
				守違反(貨物自動車運			
				送事業輸送安全規則第			
				3条第4項)(2)点呼			
平成26年3		長野県松本市笹賀 6 531-25		の実施義務違反(貨物			
月 28 日				自動車運送事業輸送安	1	1	
				全規則第7条第1項、			
				第2項) (3) 点呼の			
	新潟県新潟市江南区 茗荷谷字東囲679 -5		貨物自動車運送事業	記録義務違反(貨物自			
			法第17条第3項	動車運送事業輸送安全			
				規則第7条第5項)(4)			
				点呼の記載事項義務違			
				反(貨物自動車運送事			
				業輸送安全規則第7条			
				第5項)			4
	若葉運送株式会社		輸送施設の使用停止	平成24年10月4			
	代表者 栗林廣俊	本社営業所	(20日車)	日、労働局からの通報			
			, ,	書が届いたことから監			
平成26年3				査実施。1件の法令違 反が認められた。(1)	2	2	
月 31 日	新潟県新潟市北区島	新潟県新潟市北区島	Med A of the Table	乗務時間等の基準の導	2	2	
	見町字下往来238	見町字下往来238	貨物自動車運送事業	守違反(貨物自動車運			
	6 - 2	6 - 2	法第17条第1項	送事業輸送安全規則第			
				3条第4項)			
				平成24年12月14			1
				日、貨物自動車運送事			
	株式会社オービット	本社営業所	輸送施設の使用停止	業重点監査対象事業者			
	代表者 宮袋清隆		(10日車)	となったことから監査			
				実施。 3 件の法令違反			
平成26年3				が確認された。 (1)			
半成26年3 月31日				乗務時間等の基準の遵	1	1	
				守違反(貨物自動車運			
	富山県高岡市姫野1	富山県高岡市姫野1	貨物自動車運送事業	送事業輸送安全規則第			
	7番地1	7番地1	法第17条第3項	3条第4項)(2)点呼			
				の実施義務違反(貨物			
				自動車運送事業輸送安			
	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	全規則第7条第1項、	<u> </u>	<u> </u>	_

		第2項) (3) 点呼の		
		記載事項義務違反(貨		
		物自動車運送事業輸送		
		安全規則第7条第5項)		

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

■旅客自動車運送事業者及び貨物自動車運送事業者(北陸信越運輸局管内に営業所がある者)の行政処分点数の累積21点以上の事業者(平成26年3月31日現在)

(自動車運送事業安全監理室)

旅客自動車運送事業者

事業の種類	事業者名	事業者の所在地	累積点数	主な違反行為		
一般乗用	株式会社三洋タクシー	新潟県新潟市東区藤見町 2-6-5	47	無認可運賃		
一般乗用	日の出交通株式会社	新潟県新潟市中央区神道寺南 1-2-18	21	無認可運賃		

貨物自動車運送事業者

事業の種類	事業者名	事業者の所在地	累積点数	主な違反行為
一般貨物	泉運送株式会社	新潟県上越市福橋字前田 719-4. 718-1	72	運転者過労防止義務違反
一般貨物	レンゴー青果運輸株式会社	長野県上田市秋和 531-1	32	過積載違反
一般貨物	株式会社豊明運輸	新潟県新潟市北区島見町 2434-52	32	運転者過労防止義務違反
一般貨物	有限会社北都富山 (現 株式会社北都高速運輸倉庫富山)	富山県砺波市狐島 350-1	27	運転者過労防止義務違反
一般貨物	新潟三和運輸有限会社	新潟県三条市大字一ツ屋敷新田 607-1	26	運転者過労防止義務違反
一般貨物	新発田陸送株式会社	新潟県新発田市日渡 131	25	運転者過労防止義務違反
一般貨物	武石運輸株式会社	長野県上田市下武石 30	24	運転者過労防止義務違反
一般貨物	豊商運輸株式会社	富山県滑川市東金屋 146	22	運転者過労防止義務違反
一般貨物	株式会社物流チショウ	石川県小松市上牧町ハ 172	22	運転者過労防止義務違反